

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和5年12月11日（月曜日）		
開会	午前9時57分	閉会	午後0時28分
場所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮑二 副委員長 加藤 茂樹 委員 水口 誠 雲坂 衛 魚崎 勇 足立 考史 太田 緣 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【水道局】 水道事業管理者 武田 行雄 副局長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 総務課総務係長 山本 信二 総務課財務係主幹 竹田美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 前田 恵一 資産管理課長 大島 徳明 資産管理課課長補佐 太田 憲男 料金課長 八木谷義人 料金課課長補佐 佐々木 基 工務課長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 淨水課長 楠原 昌宏 淨水課水質検査室長 西本 道則 淨水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 西地域水道事務所長 小谷 淳 南地域水道事務所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長補佐 末石 匡昭		
	【下水道部】 下水道部長 坂本 宏仁 次長兼下水道企画課長 山根 陽一 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画課財務係長 遠藤 幸二 下水道企画課主査 湯谷 真裕 下水道企画課下水道管理室長 松尾 一繁 下水道企画課下水道管理室主査 田中 裕史 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 本村 裕司 下水道経営課普及係長 中澤 崇 次長兼下水道建設課長 河田 耕一 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課建設第二係長 萩 義紀		

	【都市整備部】									
都市整備部長	岡	和弘	次長兼都市企画課長	牧野	隆史					
都市企画課主査	西垣	真志	都市企画課課長補佐	雁長	徹					
交通政策課長	小森	毅彦	交通政策課課長補佐	宮谷	卓志					
まちなか未来創造課長	筒井	真二	まちなか未来創造課課長補佐	河上	大輔					
都市環境課長	徳田	剛	都市環境課課長補佐	藪下	昇					
次長兼道路課長	田村	温	道路課課長補佐	田中	和人					
次長兼建築指導課長	太田	忠孝	建築指導課参事	米原	和昭					
建築指導課課長補佐	宮部	将	建築指導課主査	小林	雄二					
建築住宅課長	森田	健	建築住宅課課長補佐	田渕	聰					
建築住宅課課長補佐	山崎	修								
傍聴者	2人									
会議に付した事件	別紙のとおり									

午前9時57分 開会

【水道局】

◆**勝田鮮二委員長** それでは、時間少し早いようですが、そろわれましたので、ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。まず、本日の日程でございますが、最初に、水道局の議案説明を受け、その後、下水道部、都市整備部と進めてまいります。よろしくお願ひします。

それでは、水道事業管理者に挨拶をいただいた後、議案の説明に入りたいと思います。

武田管理者。

○**武田行雄水道事業管理者** おはようございます。

ただいま勝田委員長から御案内ございましたように、最初に水道局ということでございまして、今回は、議案第147号ということでございまして、補正予算を計上させていただいております。この後、担当のほうで説明させていただきますが、大まかに説明申し上げれば、今年のお盆の台風7号の災害を受けての災害復旧の予算、また人事異動、あるいは、人事院勧告に準拠した給与改定の実施等に伴います人件費の補正と、主には、その2つでございます。どうか説明のほど、お聞きいただきますように、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** ありがとうございました。

それでは、議案説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際は、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますよう、お願ひします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にいただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いします。

議案147号令和5年度鳥取市水道事業会計補正予算（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第147号令和5年度鳥取市水道事業会計補正予算を説明ください。

渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第147号令和5年度鳥取市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、配付しております資料に基づきまして、説明をさせていただきます。資料1ページでございます。令和5年度12月補正予算について、補正予算の概要としまして、表を記載しております。また、表の下には、補正の内容を記載しております。1、令和5年台風第7号災害対応、この補正額は4,826万円の増額、そして、2、人件費関係としまして、補正額1,408万3,000円の増額を記載しております。

上の表に戻りまして、補正予算の概要です。公営企業会計方式によって経理されます水道事業会計には、2つの区分がございます。表におきましては、上3行・下3行で区分が分かれております。上の3行が収益的収支、年間の営業活動であります事業の運営や施設の管理に関わる収支でございます。もう1つの区分が、下の資本的収支、施設の新設や施設改良といった設備投資に関わる収支、この2つの区分がございます。

上の収益的収支で、既決予定額です。収益的収入51億3,393万9,000円に対しまして、その下の収益的支出49億8,875万6,000円で、差引きは1億4,518万3,000円となっておりました。

右の列、補正予定額です。収益的収入につきましては、補正はございません。

その下の行、収益的支出は1,998万5,000円の増額補正です。この内訳としましては、備考欄、台風第7号災害対応としまして229万円、人件費関係としまして1,769万5,000円、合わせて1,998万5,000円となっております。

収益的収支の差引きです。左から、既決予定額1億4,518万3,000円、補正予定額1,998万5,000円の減となり、補正後には1億2,519万8,000円となります。

一方の下3行、資本的収支につきまして、既決予定額です。資本的収入20億7,791万円に対しまして、その下の資本的支出41億2,539万3,000円で、差引き20億4,748万3,000円が不足額となっておりました。

右の列、補正予定額です。資本的収入につきましては、2,152万3,000円の増額補正です。これは、備考欄に記載しておりますように、台風第7号関連の災害復旧費に国庫補助金の交付が見込まれることによるものです。

その下の行、資本的支出は、4,235万8,000円の増額補正です。この内訳としましては、備考欄、台風第7号災害対応としまして、4,597万円の増、人件費関係としまして、362万円の減により、差引き4,235万8,000円の増となっております。支出が増えたことによりまして、資本的収支の不足額も増加しております。

資本的収支の差引きは、既決予算額20億4,748万3,000円から、補正後には20億6,831万8,000円となります。この不足額につきましては、内部留保資金等で補填を行うこととしており

ます。

表の一番下の行になります。財政規模です。補正後におきましての収益的支出と資本的支出の合計であります財政規模は、6,234万3,000円増加いたしまして、91億7,649万2,000円となります。以上が、補正予算の概要でございます。

資料中央、補正の内容となります。まず、1、令和5年台風第7号災害対応です。台風第7号による豪雨で被災した水道管の本復旧工事に伴う費用の補正を行うものでございます。先ほどの表の収益的支出と資本的支出のいずれにも関連しております。下の表で、予算科目1行目の配水費、工事請負費は収益的支出、その下の行、配水工事費、工事請負費は、資本的支出になります。

まず、配水費、工事請負費です。備考欄にありますように、仮設配水管撤去費をいたしまして、229万円の増額補正をお願いするものです。財源としましては、全て自己財源となります。

次に、その下の行、配水工事費、工事請負費です。備考欄にありますように、本設配水管布設工事費をいたしまして、4,597万円の増額補正をお願いするものでございます。財源としましては、国庫補助金で2,152万3,000円、これは、先ほど説明しました資本的収入の補正予定額に当たるものでございます。そして、自己財源で2,444万7,000円、合計で4,597万円となります。これらを合わせまして、台風第7号災害対応をいたしまして、合計で4,826万円の増額補正をお願いするものでございます。

ここで、次のページを御覧ください。次のページは、A3判横の資料となっております。この資料は、このたびの補正予算の対象となります、令和5年台風第7号災害対応本設配水管布設工事箇所の位置図になります。台風第7号による水道施設の被災状況や応急復旧仮設工事につきましては、9月定例会の建設水道委員会において報告させていただいております。この位置図の左下に、佐治町総合支所がございます。配水管の本設復旧工事を行います工事箇所は合計で5か所、内訳は、河原地域2か所、番号で言いますと、①河原町中井、②河原町小河内。そして、佐治町が3か所、番号で言いますと、③佐治町高山、④加瀬木、⑤福園の5か所になります。それぞれの本復旧工事の内容につきましての詳細な説明は、省略をさせていただきます。

位置図に写真を掲載しておりますが、緊急で仮設工事を行いまして、応急復旧した後の状況を撮影したものでございます。なお、仮設工事等の応急復旧に要する費用につきましては、9月定例会で追加補正予算を提案し、可決していただいております。このたびは、本復旧工事に要する費用につきまして、補正予算を提案させていただくものでございます。

資料1ページにお戻りください。1ページの下段になります。2、人件費関係でございます。補正理由といたしましては、給与改定、採用、異動、退職等に伴う補正を行うものとなっております。

内訳です。中ポツ、給与改定に伴う補正といたしまして、1,120万5,000円の増額です。令和5年度の人事院勧告に準拠しまして、給料表を平均1.1%引き上げるとともに、期末・勤勉手当を0.1月分引き上げる補正を行うものでございます。

続いての中ポツ、採用、異動、退職等に伴う補正、これは、287万8,000円の増額です。これは、4月に実施しました定期人事異動に伴いまして、職員の昇格などを実施したことや、退職

給付費の増などに伴う増額補正となっております。

人件費関係の説明を続けます。資料5ページをお開きください。今回の人事費補正の内訳といたしまして、補正給与費明細書を記載しております。これは、事前に配付させていただいております議案書の7ページ、8ページに記載されているものと同様の内容となっております。

1の総括でございます。これは、職員数や予算額の補正前と補正後を比較した表になります。一番上の表の1行目の補正後でございます。まずは職員数です。特別職と一般職に分かれております。特別職は、水道事業管理者と水道事業審議会委員18人の計19人です。一般職は、職員とフルタイム再任用職員を合わせた数で、補正後の合計欄は101人です。101の上の括弧内の職員数15人は、短時間勤務職員でございます。この職員は、短時間勤務の再任用職員と会計年度任用職員になります。この15人は、先ほどの101人には含まれておりません。

この表で、一番下の行、比較になります。特別職の人数に、変更はございません。一般職の職員、フルタイム再任用職員につきましては2人減で、括弧内の短時間勤務職員が1人減となっております。以上が職員数でございます。

右に移りまして、総括表の区分の欄、給与費でございます。一番下の比較の行を御覧ください。報酬です。報酬は、全て水道事業審議会委員の関係のものとなります。14万7,000円の減でございます。報酬の右になります給料は、人事異動などに伴う増減がございまして、結果、補正額は175万8,000円の減額でございます。手当は、給与改定で期末・勤勉手当の増でありますとか時間外勤務手当のほか、決算見込みによる各種手当の増減、退職給付費の増などによりまして、合計で1,608万円の増額です。

1列飛ばしまして、法定福利費は、9万2,000円の減額としております。右端の合計欄は、給与費の計と法定福利を合わせたものです。右下の1,408万3,000円が、人件費関係の増額補正額となります。

上から2つ目の表は、手当の内訳でございます。各種手当ごとに、補正前、補正後、比較を載せておりまして、決算見込みによる増減となっております。

左から3列目と4列目です。期末手当と勤勉手当の増につきましては、人事院勧告に準拠した給与改定、これは、支給月数の引上げによるものでございます。これらによりまして、増となっております。

一番右端の退職給付費につきましては、過去に市長部局から水道局へ出向していた職員の中に、今年度中途で市長部局を退職した職員、さらには、今年度末、3月31日をもって退職する職員が数名います。これらの職員につきまして、水道局に在籍していた期間分の退職金相当額を、市長部局へ負担する必要があることなどから、1,140万9,000円の増となっております。

続きます表が、先ほどの総括の表を、会計年度任用職員と会計年度任用職員以外の職員とに分けたものになります。5ページの下半分にあります、アが、会計年度任用職員以外の職員に関わる内訳で、会計年度任用職員の内訳は、イとして、6ページに掲載しております。このア、イにつきましては、総括の表と同様の形式で、それぞれの内訳について記載しているところでございます。

6ページの一番下の表を御覧ください。6ページ、2、給料及び手当の増減額の明細は、給

料と手当とを区分しまして、増減事由別の金額とその説明を記載したものになります。

右から2列目の説明の欄でございます。上段の給料、下段の手当につきまして、いずれも、説明には5年度給与改定、そして採用、異動、退職等による増減分としております。給料、手当の増減額につきましては、5ページで説明しました総括にあります、給料、手当の補正前と補正後を比較した額と、それぞれ一致するものでございます。以上が、人件費関係の説明となります。

資料、ページ替わりまして、7ページでございます。令和5年度鳥取市水道事業会計補正予算（第2号）説明書の表紙で、8ページと9ページに、先ほど説明いたしました補正内容の詳細を記載しております。

資料8ページは、収益的収支です。主たる営業活動から生じます収支の詳細な内訳となります。収益的収入には補正がございません。収益的支出の記載となります。収益的支出の補正予定額は、一番上の行、1、水道事業費用の行です。表の中央の列にございます補正予定額、1,998万5,000円の増額です。表の左端の列から、款、項、目、節としており、款1水道事業費用、項1営業費用、営業費用は、主たる営業活動から生ずる費用でございます。目の列1の原水及び浄水費から、5の総係費まで、それぞれに人件費関係といたしまして、給料、手当等でありますとか、引当金繰入額、法定福利費などの補正を行っております。また、台風7号災害対応としまして、仮設配水管撤去費につきましては、2の配水費、その右隣、節の列の一番下でございます、工事請負費で補正を行うもので、その旨を説明欄に記載しております。

なお、それぞれの費目、1～5につきまして、説明をさせていただきます。1の原水及び浄水費は、取水・浄水・送水設備の維持に要する費用となっております。2の配水費は、配水管の維持に要する費用です。3の給水費は、給水管及び水道メーターに要する費用です。4の業務費は、水道メーターの計量でありますとか、水道料金の徴収に要する費用でございます。5の総係費は、事業活動全般に関連する費用となっております。

この表の一番下に、収益的収支の差引きを掲載しております。既決予定額1億4,518万3,000円に、今回の収益的支出の増に伴いまして、収支差引きが1,998万5,000円減少し、補正後の収支差引きは、1億2,519万8,000円となります。以上が、8ページ、年間の営業活動に関する収支、収益的収支の説明となります。

続く9ページは、資本的収支になります。施設の新設や改良に関わる収支でございます。まず、資本的収入です。資本的収入の補正予定額は、一番上の行、1、資本的収入の行になります。この表の中央にございます、補正予定額2,152万3,000円の増額となっております。これは、説明欄にも記載しておりますが、台風第7号関連の災害復旧費に係る国庫補助金の交付が見込まれることによるものでございます。

次に、下の表、資本的支出の補正予定額は、1の資本的支出の行になります。表の中央の列にあります、補正予定額4,235万8,000円の増額です。表の左端の列から、款、項、目、節としておりまして、款1資本的支出、項1建設改良費、建設改良費は、水道施設の建設や増設など、施設整備に要する経費でございます。目の列、1の配水施設整備費から3の配水工事費まで、それぞれに人件費関係としまして、給料、手当等でありますとか、法定福利費の補正を行

っております。また、台風第7号災害対応といったしまして、本設配水管布設工事費につきましては、3の配水工事費、その右隣の節の一番下、工事請負費で補正を行うもので、説明欄にその旨を記載しております。

資本的支出につきましても、各費目1～3につきまして、説明をさせていただきます。1の配水施設整備費は、送水・配水施設の新設及び増設改良に要する費用となっております。2の地域水道整備費は、統合前の簡易水道地域の施設整備に要する費用でございます。3の配水工事費は、導水・送水・配水施設の更新及び耐震化に要する費用となっております。

資本的支出の表の一番下の行を御覧ください。収支差引き不足額です。支出に対して、収入が不足する額は、既決予定額20億4,748万3,000円、右隣の補正予定額2,083万5,000円と、支出が増加しました分、不足する額も増加いたしまして、補正後の収支差引き不足額は、20億6,831万8,000円となります。この不足額につきましては、一番下の表に、補填財源説明と記載しております。企業内に留保されている内部留保資金でございます。上の2行、過年度分と当年度分損益勘定留保資金、そして3行目、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で不足額を補填いたします。

以上で、議案第147号令和5年度鳥取市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということで、以上で、水道局を終わります。お疲れさまでした。

【下水道部】

◆**勝田鮮二委員長** それでは、続いて、下水道部に入ります。

初めに、下水道部長に挨拶をいただいた後、議案の説明に入りたいと思います。

坂本部長。

○**坂本宏仁下水道部長** おはようございます。

下水道部長の坂本です。本日はよろしくお願ひします。本日の委員会ですけども、下水道部といたしましては、2つの議案と、その他の報告事項1件ということで説明させていただきます。後ほど具体的な説明をさせていただきますけども、2つの議案につきましては、補正予算の案件、一般会計と、下水道等事業会計の補正予算でありまして、内容は、8月の台風について農業集落排水施設が被災しましたので、そちらについての一部、今年度から取りかかれる部分についての本復旧費と、それから、定期人事異動と人勧に伴う人件費の補正、それから、下水道施設の管理について、包括的民間委託が、今年でこの期間の分が切れますので、来年から3か年に包括的民間委託をするための債務負担行為等々となっております。

それから、その他の報告事項につきましては、下水道を運営する上の指針となっております、下水道等事業経営戦略につきまして、今、見直し作業を進めておりまして、やっとパブリ

ックコメント素案がまとまりましたので、来年1月5日からパブリックコメントをかけるに当たりまして、委員会のほうで、その内容についてを御説明させていただくものです。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** ありがとうございました。

それでは、議案説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際は、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますよう、お願ひいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いいたします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。

戸田次長。

○**戸田昭弘次長兼下水道経営課長** 下水道経営課、戸田です。それでは、下水道部の12月補正予算について御説明いたします。説明資料は、このA4横長で、令和5年12月定例市議会建設水道委員会説明資料というものでございます。御覧いただければと思います。資料は3ページをお開きください。一般会計からの御説明となります。

上の段から、款衛生費、項保健衛生費、目公害対策費、補正額は、計21万2,000円をお願いするものです。内容は、浄化槽事務に従事する正職員1名分及び会計年度任用職員1名分の人物費の増額で、予算書は56、57ページとなります。内訳といたしまして、職員費は正職員分の給与改定に伴うもので、補正額7万2,000円、補正後の額は657万7,000円となります。

続いて、その下、事務費ですが、これは、会計年度任用職員分の報酬改定に伴うもので、補正額14万円、補正後の額は314万1,000円となります。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 松尾室長。

○**松尾一繁下水道企画課下水道管理室長** それでは、続きまして、下段部分になります。予算書では70ページ、71ページ、事業別概要では59ページとなります。土木費、都市計画費、都市下水路費、維持管理費で、補正額200万円を計上させていただいております。これは、7月豪雨、8月の台風7号の後に、水路の清掃、しゅんせつ等の要望があり、現地確認及び聞き取りを行ったところ、新たに7か所の土砂撤去、伐採、草刈り等の実施が必要となったため、増額変更を行うものです。なお、水路の清掃、しゅんせつ等の実施につきましては、現地確認を行い、水路の機能を著しく阻害するような場合に、対応しているところでございます。一般会計補正予算の説明は、以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで。

議案第148号令和5年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（説明）

◆**勝田鮮二委員長** 次に、議案第148号令和5年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を説明ください。

山根次長。

○**山根陽一次長兼下水道企画課長** 下水道企画課、山根です。引き続き、お手元の資料の4ページからの資料2で説明させていただきます。下水道等事業会計の補正予算の概要の説明ですが、5ページ御覧ください。

下水道等事業会計は、表にございますように、収益的収支と資本的収支から構成されておりますが、このたび、人件費及び災害復旧費の予定額を補正するものでございます。まず、表上段の収益的収支のうち支出では、定期人事異動と給与改定を反映し、人件費を747万5,000円減額する補正を予定しております。具体的には、定期人事異動によりまして、下水道管理室の定員が1名減となったことによります。

続きまして、表下段の資本的収支でございますが、こちらも、先ほど同様、人事異動と給与改定を反映した人件費の補正に加え、台風7号関係の災害復旧費を計上しております。

収入の補正予定額は、災害復旧事業に充当する企業債と補助金を合わせて8,038万円、支出の補正予定額は、災害復旧事業に要する費用及びその事務費の増額と、人事異動による人件費の減額を合わせて、7,610万8,000円の増額補正を予定しております。このうち、災害復旧事業の内容につきましては、この後、下水道建設課より説明をいたします。これらによりまして、支出の補正額全体ですが、表の一番下の財政規模、収益的支出と資本的支出とを合わせた補正予定額が、6,863万3,000円となります。

なお、資料の8ページ～12ページの収益的収支、資本的収支の明細書の説明は省略させていただきますが、1点、12ページの表の、上の表の一番下に、収支差引きという欄がございます。これは、資本的収入額が、資本的支出に対して不足する額のことでございますが、補正後の収支差引き額が、27億7,513万円となります。この補填財源としましては、その下の表に示しております、当年度分損益勘定留保資金19億660万9,000円、過年度分損益勘定留保資金7億8,343万3,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,508万8,000円で補填いたします。私からの説明は以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 河田次長。

○**河田耕一次長兼下水道建設課長** 下水道建設課、河田です。続きまして、災害復旧事業の補正内容について説明させていただきます。お手元の資料6ページを御覧ください。農業集落排水施設災害復旧事業の補正額として、8,050万円を計上しています。事業の経過及び背景ですが、台風7号により被災した10か所について、9月に応急復旧が完了しているため、今後、下水管の破断に影響を与えた道路・護岸の復旧に合わせて、本復旧に着手いたします。9月の委員会では、被災箇所を9か所と報告しておりましたが、その後、新たに1か所の被災が確認されたため、被災箇所は、合わせて10か所となっています。

事業の目的及び効果ですが、9月補正で計上した1か所に加えて、各被災箇所における道路

災害等の復旧時期を確認した結果により、今年度着手が可能と見込まれる7か所について、下水道管の本復旧に着手し、早急に施設機能の回復を図るものであります。

事業の内容ですが、委託料として、応急復旧費に1,000万円、測量設計費に1,200万円、また、工事請負費として、7か所の本復旧工事に係る費用5,660万円を補正するもので、財源内訳としましては、企業債4,150万円、補助金3,888万円、留保資金12万円となります。

7ページに位置図をつけておりますので、御覧ください。赤丸の箇所が、このたびの補正で本復旧費を計上する7か所、真ん中辺りに黒丸がありますが、この黒丸の箇所が、9月補正で計上した1か所で、これを、令和5年度に施工してまいります。そのほかの緑色の丸の3か所については、令和6年度に本復旧を実施する予定です。下水道建設課からは以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 松尾室長。

○**松尾一繁下水道企画課下水道管理室長** 続きまして、資料の13ページを御覧ください。債務負担に関する調書で、事業名は、下水道等施設包括的民間委託事業費でございます。限度額は78億1,865万9,000円で、期間は、令和6年度～8年度までの3か年でございます。財源内訳としましては、下水道等使用料などの事業収入のその他が60億9,855万4,000円、他会計負担金、一般会計からの繰入金です。こちらのほうが17億2,010万5,000円でございます。

次に、事業の目的です。下水道等施設の維持管理業務につきましては、平成24年度から包括的民間委託を導入し、仕様発注から性能発注に移行することで、受託者の自由度が上がり、民間事業者の能力、ノウハウの発揮及び工夫により、事業の効率化が期待できます。また、主要な業務である下水処理場等の運転管理、保守点検に加え、清掃、建物管理、ユーティリティー、こちらのユーティリティーですけども、運転に必要な燃料費、光熱水費、薬品費ほかでございます。こちらのほうの調達、修繕を業務に含めることにより、人件費等の経費を節減し、一層の事業の効率化を図ることを目的としています。

業務の内容でございます。公共下水道と集落排水事業の処理施設と管路施設を一体的にしたパッケージ委託とし、委託の範囲は、各施設の運転管理、ユーティリティー管理、保守業務、災害対応業務、修繕業務、緊急対応業務でございます。業務の区域としましては、合併前の維持管理区域を基に、鳥取・国府地域、南部、河原・用瀬・佐治地域、西部、気高・鹿野・青谷地域、福部地域の4ブロックに設定しております。委託期間は、令和6年4月1日～令和9年3月31日の3か年でございます。

これまでの経過としましては、第1期、平成24年度～26年度の決算額が、46億3,180万円余り、第2期、平成27年度～29年度の決算額、51億4,930万円余り、第3期、平成30年度～令和2年度の決算額、56億8,430万円余り、第4期、令和3年度～令和5年度の、こちらのほうは決算見込額になりますが、64億2,270万円余りでございます。今回、第5期、令和6年度～令和8年度分の主な増額理由は、公共工事労務単価の上昇によります、処理場、ポンプ場の運転管理費の増、原油価格の高騰に伴う燃料費、電気代、薬品費等の増によるユーティリティー費の増、ストックマネジメント計画の資料となるカメラ調査費の増及び公共工事労務単価の上昇による管渠の維持管理費の増でございます。

今後のスケジュールでございますが、令和6年2月に公告をし、2月から3月にかけて入札

参加者の募集、審査、入札者の決定、入札を行い、令和6年4月1日に、3か年の契約締結を予定しております。以上、債務負担をお願いするものでございます。よろしくお願いします。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで。

鳥取市下水道等事業経営戦略（第2次改定）案の市民政策コメント実施について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** 続きまして、その他報告として、鳥取市下水道等事業経営戦略（第2次改定）案の市民政策コメント実施についてを説明ください。

山根次長。

○**山根陽一次長兼下水道企画課長** 下水道企画課、山根です。それでは、経営戦略2次改定案の市民政策コメント実施について御報告いたします。資料は、資料の最終ページの14ページと、別途お配りしておりますA3判の資料で御説明いたします。まずは、資料の14ページを御覧ください。

今年度、下水道部で、先ほどの部長の挨拶にもございましたが、改定を進めております、下水道の経営戦略は、下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続するために策定する中長期的な経営の基本計画で、向こう10年を見通した下水道事業の経営を展望し、施設の整備などの投資面、維持管理などの管理運営面における取組の方向性や財政面の見通しを明らかにし、経営の指針とするものでございます。資料中、1の改定の経緯にありますように、本市では、この経営戦略を、平成29年3月に策定し、令和4年1月の第1次改定を経て、下水道事業経営における10年間の取組と目標を定め、今まで、その進捗に努めてきております。進捗管理のほうも、おおむね3年に1回のP D C Aサイクルで管理しております、今回2回目のチェックのタイミングとなりますが、平成29年度策定から6年が経過し、このたびは、人口減少による使用料収入の減や、近年、激甚化・局地化する自然災害への対応に加え、地球温暖化やD Xの推進といった大きな社会情勢の変化に対応していくため、計画期間を、令和6年度～令和15年度とし、設定目標の追加を含めて、改定をするものでございます。

改定に当たりましては、資料下、3、これまでの経過にございますように、3回の下水道等事業運営審議会で御意見をいただき、このたび経営戦略案を取りまとめましたので、年明けの1月に、市民政策コメントを実施し、広く意見を募ることとし、本日の報告に至ったところでございます。

2の主な改定の内容でございますが、お手元のA3判の別紙資料を御覧ください。経営戦略の概要でございますが、資料の左側の中段、青色の囲みに、改定のポイントとあります。ここに大きく3つのポイントを掲げておまして、赤字の部分が、現行の戦略と比べて、特徴的に

見直しした部分となります。1つ目の（1）計画期間及び設定目標の見直しでは、赤字の箇所、浸水対策や地球温暖化対策を強化した点、2つ目の（2）さらなる財政健全化に向けた取組では、将来にわたって、安全・安心な下水道サービスの供給を可能とする、内部留保資金確保の基準を明確化した点、3つ目の（3）社会情勢の変化による新たな重点課題への取組を明示では、取り組まなければならない喫緊の課題を明示し、新たな取組を主な施策に取り入れた点でございます。

その下の経営基本方針では、黒丸の5つの基本方針、柱に変更はございませんが、社会情勢の変化に対応していくため、改正ポイントを踏まえ、赤字の部分、下水道事業における地球温暖化対策の取組や、IT・デジタル技術の活用による生産性の向上、いわゆるDXの推進を追加しております。

次に、資料の右側上段、投資計画を御覧ください。先ほどの経営基本方針5項目を実現させるために取り組む具体的な施策を示しておりますが、特に、喫緊の課題に対応するために、取組を重点施策として位置づけております。

黒丸の安全なまちづくりの強化では、重点施策として、浸水対策を掲げ、具体的な新たな取組としましては、青矢印の右側ですけども、雨水管理総合計画の策定、下水道施設の耐水化、流域治水プロジェクトへの参画を計画しております。

1つ飛んで、黒丸の環境に優しいまちづくりの実現では、重点施策として、地球温暖化対策を掲げ、取組としましては、仮称、鳥取市下水道等事業カーボンニュートラルプランの作成を計画しております。

その下の黒丸、計画的施設管理と効率化の実現では、DXの推進を図るとともに、広域化・共同化として、東部1市4町での事務の共同化や、官民連携による事業の推進として、現在の包括的民間委託をレベルアップした、ウォーターPPPの導入検討を、新たな取組として掲げているところでございます。なお、ここには、この資料にはございませんが、計画期間の10年で、約400億円程度の投資を今見込んでいるところでございます。

続きまして、その下の財政計画でございますが、これらの先ほど説明しました投資計画、投資額の裏づけとなります財政計画は、経営の基盤の強化、特に収益性、財源の確保等の指標として、内部留保資金の確保の基準を明確化しました。この内部留保資金の基準の明確化は、中長期の財政シミュレーションの中で、投資計画の妥当性や、使用料の改定時期や改定率の考察を行う上で、1つの目安となるものでございます。このほか、投資・財政計画の設定目標の一覧につきましては、資料の裏面に記載しておりますが、時間の関係で、本日は説明を省略させていただきます。

なお、これら設定目標に対する進捗管理につきましては、引き続き現在行っている、おおむね3年ごとのPDCAサイクルを活用した事後検証を行うことはもとよりですが、その検証に合わせた新たな10年間の計画を示すことで、計画の実効性を確保するほか、市の総合計画などの上位計画に重要な変更があった場合や、災害による甚大な被害等、今後の事業運営に大きな影響を及ぼす場合など、策定時の前提に重要な変更が生じた場合などに、適宜見直しを行うこととしております。

経営戦略の概要については以上ですが、今後の予定につきましては、資料14ページに戻っていただきまして、一番下のほうに、4、今後の予定を御覧ください。年を明けまして、1月5日から、市民政策コメントを行いまして、幅広く市民の意見を頂戴したいと考えているところでございます。頂戴した意見を、分析、検討を行いまして、2月の第4回審議会におきまして、最終案の取りまとめを行う予定でございます。その後、2月議会の全員協議会での最終案の説明を経て、3月に策定、公表を予定しているところでございます。以上で、報告を終わります。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

委員の皆様方から、質疑等ございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで、以上で下水道部を終了します。お疲れさまでした。

【都市整備部】

◆**勝田鮮二委員長** それでは、都市整備部に入ります。まず、都市整備部長に挨拶をいただいた後、議案の説明に入りたいと思います。

岡部長。

○**岡 和弘都市整備部長** 都市整備部、岡です。7月豪雨、8月の台風7号、災害査定を11月から今月にかけて行ってきました、先週で、道路・河川については、査定が終わりました。あと残るは、公園が12月の21、22に、都市整備部分は、それが残っていると。査定が終わり次第、発注できるものから、年明けより順次発注していきたいなと考えております。

また、並行して、農林災害の査定が、残り100件ぐらいあるということで、先週、急遽、都市整備部の5階のフロアの土木技師の係長以下21名に対して、兼務を出しています。全庁体制で体制強化を行って、農林災害に向かっていくということにしております。

今日の議案、補正予算や指定管理、専決処分など多數ありますし、また、その他の報告も4件ありますので、簡潔に説明したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

◆**勝田鮮二委員長** ありがとうございました。議案説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際は、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願ひします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いします。

議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案第139号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。

牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 都市企画課、牧野です。よろしくお願ひいたします。鳥取市一般会計補正予算、都市整備部の所管に属する部分について御説明いたします。お配りしております、右肩に赤字で資料1と示しておりますA4判横の建設水道委員会説明資料により、御説

明させていただきたいと思います。お手元にございますでしょうか。議案第139号関係につきましては、1ページに示しておりますとおり、令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）から始め、続いて、繰越明許費、債務負担行為の概要と、順に説明させていただきます。歳入につきましては、歳出の財源がほとんどありますため、歳出を中心に説明させていただきます。また、12月補正につきましては、職員費に対する補正をお願いしておりますが、災害対応によります時間外の実績見込みによる増額等でございます。説明を省略させていただきたいと思います。御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、4ページの上段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額76億110万2,000円に対しまして、今回補正額3億1,299万2,000円、補正後の額は79億1,409万4,000円でございます。以降、各担当課より、順に説明させていただきます。

まず、都市企画課分の一般会計補正予算について御説明いたします。予算書は71ページ、事業別概要は54ページ上段でございます。款土木費、項都市計画費、目都市計画総務費の街なみ環境整備事業費でございます。資料5ページを御覧ください。鹿野町におきまして、地域活性化を図るため、城下町の風情や歴史・文化を生かした町並み整備に活用しておる、街なみ環境整備事業について、新たに要望のあった空き家住宅の修景整備1件に対しまして、補助金116万6,000円を計上するものでございます。

都市企画課合計、補正額460万6,000円の増額、補正後の額3億9,289万7,000円とするものでございます。都市企画課分については、以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 小森課長。

○**小森毅彦交通政策課長** 交通政策課の小森です。それでは、交通政策課の12月補正予算につきまして御説明申し上げます。資料の6ページを御覧ください。総務費、総務管理費、交通対策費、自転車駐車場管理運営費等の自転車駐車場管理運営費でございます。予算書は37ページ、事業別概要は54ページの下段でございます。光熱費の高騰に伴います指定管理者への支援といたしまして、鳥取市営駐車場の指定管理者でございます、公益社団法人鳥取市シルバーパートナーセンターに対する補助金でございます。補正額は4万8,000円でございます。

続きまして、生活交通確保対策事業費の市町村有償運送事業費でございます。予算書は37ページ、事業別概要は55ページの上段でございます。これは、来年4月から青谷地域で運行を開始いたします、市有償バスの試験運行等に係る経費でございます。補正額は89万7,000円でございます。

次に、未来型地域交通連携確保事業費でございます。予算書は37ページ、事業別概要は55ページの下段になります。これは、来年1月から2月にかけまして、中心市街地で実施を予定しております自動運転バスの実証運行に係る経費でございます。補正額は8,000万円でございます。

交通政策課の補正額、職員費を含めました合計は、8,033万3,000円でございます。

それでは、各事業について詳しく説明をさせていただきます。資料の7ページを御覧ください。自転車駐車場管理運営費でございます。全国的に、電気・ガスの価格高騰が続いているおりまして、指定管理施設の運営への影響が懸念をされておるため、鳥取市営鳥取駅高架下自転車駐

車場の指定管理者でございます、公益社団法人鳥取市シルバー人材センターに、光熱費の高騰分を支援するものでございます。

支援額の考え方でございますが、本年度の企業物価指数が、昨年度と同水準でありますことから、本年度の電気料金も、令和4年度と同額程度になるものと見込んでおりまして、光熱費の高騰の影響を受ける前の令和3年度の実績額を超える部分につきまして、補助金として支出するものでございます。補正額は4万8,000円で、国の地方創生臨時交付金を充当することとしております。

8ページを御覧ください。市町村有償運送事業費でございます。これは、青谷地域の路線バスが、令和6年3月末をもって廃止されることに伴いまして、4月から、市有償バスを運行することとなっております。路線バス廃止後、市有償バスへ、スムーズに移行できますように、青谷地域の住民を対象とした試験運行を、1月から2月にかけて実施するものでございます。

ここで、資料の訂正をお願いしたいと思います。中段にあります、事業の内容の試験運行の内容のところでございますが、朝夕の使用車両が、マイクロバス2台とワンボックスカー1台というふうに記載をしておりますが、ここで使用する車両は、マイクロバス2台のみということになりましたので、ワンボックスカー1台を削除していただきたいと思います。申し訳ございません。

それから、4月以降の運行時刻や予約方法、それから、連絡先などを記載いたしました資料を作成しまして配布することで、地域に周知することとしております。補正額は89万7,000円でございます。

資料9ページを御覧ください。未来型地域交通連携確保事業費でございます。これは、昨年の鳥取砂丘に続きまして、来年1月から2月にかけまして、中心市街地において、自動運転バスの実証運行を行うものでございます。鳥取バスターミナルを発着点としたとして、若桜街道を通って、城跡周辺、県庁を回るルートで実施したいというふうに考えております。1月下旬からテスト走行を開始いたしまして、2月の15日～2月の25日には、試乗運行を行う計画としておりまして、市議会の皆様、報道関係機関のほか、公募による市民の皆様にも、実際にEV自動運転バスに乗っていただく予定しております。本事業によりまして、自動運転の技術検証と市民の皆様への自動運転の理解の深化を図ってまいりたいというふうに考えております。補正額は8,000万円で、国の地域公共交通確保維持改善事業費の補助金を活用することとしております。

交通政策課は、以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 徳田課長。

○**徳田 剛都市環境課長** 都市環境課、徳田でございます。資料1の11ページを御覧ください。予算書は67ページ、事業別概要は56ページ上段です。土木費、土木管理費、土木総務費の殿ダム対策費でございます。補正額は12万1,000円でございます。これは、殿ダム周辺広場の光熱費として、社会情勢による燃料価格の上昇に伴い、今後不足が見込まれる光熱費を補正計上するものでございます。財源としましては、地方創生臨時交付金を充当して計上させていただ

くものでございます。

次の段を見ていただきまして、治水対策事業費でございます。予算書は69ページ、事業別概要は56ページ下段でございます。土木費、河川費、河川総務費の治水対策事業費でございます。これは、緊急排水ポンプ設置業務の実績見込みとして、補正計上するものでございます。補正額は2,453万3,000円でございます。後ほど、詳しく説明させていただきます。

次に、中段でございますけども、都市公園等管理費でございます。土木費、都市計画費、公園管理費の都市公園等管理費でございます。予算書は71ページ、事業別概要は57ページ上段でございます。補正額は301万4,000円です。これは、都市公園等144公園の光熱費として、社会情勢による燃料価格の上昇に伴い、今後不足が見込まれる光熱費を補正計上するものでございます。財源は、同じく地方創生臨時交付金を充当して計上するものでございます。

一番下のほうになりますが、次に、現年発生災害復旧費、単独災害復旧費でございます。予算書は81ページ、事業別概要は57ページ下段でございます。災害復旧費、公共土木災害復旧費の単独災害復旧費でございます。補正額は2億1,210万円でございます。

次の12ページを御覧ください。河川総務費の治水対策事業費でございます。これは、緊急排水ポンプの設置業務の増によるものでございます。大雨時の河川の状況により、樋門操作と併せて、集落の内水を排除するため、緊急排水ポンプを設置するものです。本件は、豪雨などの異常気象の回数の程度により、支出が変動するため、出水期の6月10日～10月20日が終了した時期に、補正予算により計上することとしております。資料の上側の真ん中辺りに、実績額と見込額の表をつけております。これまで、令和5年11月1日現在の実績額が、鳥取・河原・青谷・福部など20か所において、2,082万3,000円となっております。これに、今後おのの必要な箇所のものを1箇所、1回稼働することを見込みまして、804万1,000円の実績を見込み、合計2,886万4,000円となります。

なお、左の概要のところですが、当初予算において、433万1,000円を計上しておりますので、先ほどの合計額2,886万4,000円から当初額を433万1,000円を引いた、緊急排水ポンプの設置業務に係る今年度の実績見込額として、2,453万3,000円を補正計上するものでございます。

次に、資料13ページを御覧ください。公共土木災害復旧費、単独災害復旧費の都市環境課分でございます。さきの9月議会におきまして、単独災害復旧費として、令和5年8月15日の台風7号により被災した、奥ノ谷川ほか13河川、約13か所を計上させていただいている分から、引き続き調査を行いまして、被災状況が確認できました安蔵谷川ほか47河川、約69か所について、いずれも、公共土木災害の補助要件に該当しないため、単独災害復旧事業費として復旧費を計上するものです。補正額、単独災害2億1,210万円を計上するものでございます。

資料1の11ページに戻っていただきまして、補正額、都市環境課分ですけども、補正前額15億8,433万4,000円に対し、補正額2億3,505万8,000円、補正後の額18億1,939万2,000円でございます。都市環境課は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。建築住宅課の補正について説明いたします。

資料1の16ページを御覧ください。予算書は71ページ、事業別概要書は58ページ上段です。費目は款土木費、項住宅費、目住宅管理費のその他住宅管理事務費です。これは、河原町の長瀬団地の建て替えが、令和4年度に完成し、建て替え後の長瀬団地に統合することで、用途廃止予定であった河原町の中井二団地に居住の2世帯について、このたび移転の合意が得られましたので、移転補償費を計上するものです。補正額は77万円です。このうち29万2,000円が移転補償費で、残り47万8,000円は、会計年度職員人件費の増になります。財源は、住宅使用料になります。

詳細は17ページになります。河原町の中井二団地は、昭和52年に、簡易耐火建築物二階の2棟、計4戸の団地として建設されましたが、耐震性が低く、建築から45年ほどたつことから、河原町の長瀬団地の建て替えに併せて、用途廃止する計画としています。今回の補正予算は、中井二団地に居住する2世帯の移転について、長瀬団地への引っ越し代となる移転費14万6,000円の2世帯分になります。中井二団地から長瀬団地へは、約5キロメートル下流になります。移転完了後ですが、中井二団地の用途廃止のため、条例改正を行い、建物の解体を進めていきたいと考えています。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 小森課長。

○**小森毅彦交通政策課長** 交通政策課の小森です。続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。資料18ページを御覧ください。このたび、繰越明許費を計上させていただきますのは、交通政策課と都市環境課の2課、3事業でございます。予算書は86ページ～89ページ、繰越明許費の都市整備部合計は4億861万6,000円でございます。以降、担当課より説明させていただきます。

まず、交通政策課ですが、市町村有償運送事業費でございます。予算書は86ページ～87ページになります。本年度予算額5,800万円のうち、2,419万3,000円を繰越しさせていただくものでございます。

19ページを御覧ください。来年4月から、青谷地域で運行開始いたします市有償バスにつきましては、本年度9月補正予算に、運行に必要なマイクロバス2台とワンボックスカー1台の購入経費を計上させていただいたところでございます。このうち、マイクロバスにつきましては、部材の品薄によります製造工程の遅れから、入札が不調に終わりまして、年度内の納車が困難となりました。このため、マイクロバスの購入に係る経費2,419万3,000円を、翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

御承認をいただけましたら、1月に入札を実施いたしまして、3月に、落札事業者と購入契約を締結、車両の製造にかかりまして、9月の納車を予定をしております。なお、4月以降、購入車両の納車までの間は、同規模程度の車両をレンタルいたしまして、運行に支障がないよう対応していくこととしております。

交通政策課は、以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 徳田課長。

○**徳田 剛都市環境課長** 都市環境課、徳田でございます。同じく、資料18ページを御覧ください。続いて、災害復旧費、補助災害復旧事業でございます。繰越額1億1,152万3,000円でご

ざいます。

次に、災害復旧費、単独災害復旧事業でございます。繰越額は2億7,290万円でございます。

概要について御説明いたします。資料の20ページを御覧ください。公共土木災害復旧費、補助災害復旧事業費でございます。令和5年9月議会におきまして補正いたしました、猪子川、それから千代川緑地、千代川倉田緑地の災害復旧工事において、災害復旧を行うに当たり、早期完成を目指すとともに、適正工期を確保するため、繰越明許費を計上するものでございます。なお、千代川緑地と、それから、千代川倉田緑地につきましては、適正工期を確保するとともに、9月を一応完成予定と最大で見ておりますが、なるべく早く、早期の完成を目指したいと考えております。令和5年度の予算額3億8,952万3,000円のうち、繰越額1億1,152万3,000円を全額繰越計上するものでございます。

次に、資料の21ページを御覧ください。公共土木災害復旧費の単独災害復旧費でございます。令和5年7月13日からの大雨及び8月15日の台風7号で被災しました河川施設について、徳三川ほか7河川災害復旧工事、並びに、本議会で計上させていただいております安蔵谷川ほか47河川69か所の災害復旧において、復旧を行うに当たり、順次、早期完成を目指すためにも、適正工期を確保するため、繰越明許を計上するものでございます。

令和5年度予算額4億3,626万8,000円のうち、繰越額2億7,290万円でございます。

資料の1の18ページを御覧ください。都市環境課の繰越合計額は3億8,442万3,000円でございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。資料22ページを御覧ください。事業名は、河川維持管理業務費でございます。これは、河川施設の損傷、魚のへい死等による河川の異常について、緊急で対応を行うため、年度替わりの空白期間がないように、隙間ない対応を行うためでございます。限度額は750万円を計上しております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 田村次長。

○**田村 溫次長兼道路課長** 道路課、田村でございます。債務負担について説明させていただきます。説明資料は23ページを御覧ください。事業別概要書は83ページとなります。これは、道路施設等に異常があった場合、緊急で修繕等を行うため、一般道維持工事費を計上させていただくものでございます。限度額は1億2,427万5,000円の債務負担を組むものでございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということで。

議案第150号鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の制定について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、次に、議案第150号鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の制定についてを説明ください。

牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。よろしくお願ひします。議案第150号 鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の制定について説明させていただきます。付議案は15ページとなります。引き続き、資料により説明させていただきたいと思います。24ページを御覧ください。本年の9月の定例会においても説明させていただいたものでございます。概要について説明させていただきます。

鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例、以下、条例といいますが、こちらは、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称、盛土規制法の施行、並びに鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例、県条例でございます、こちらの規制水準を規定することによりまして、斜面の安全の確保、災害発生の防止、並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって土地の秩序ある利用並びに市民の生活の安全及び安心を確保することを目的として制定しようとするものでございます。

規制区域につきまして、資料右下の盛土規制法に基づく規制区域（案）で示す、赤色で塗り潰させていただいているDID区域を指定します宅地造成等工事規制区域と、緑色で塗り潰したDID区域以外を指定する特定盛土等規制区域といたしまして、市内全域を対象とすることとしております。

条例施行日につきまして、本議決を経た後、6年1月1日を予定させていただいております。盛土規制法の規制区域の工事及び県条例の規制も、同日からの適用となります。

続きまして、項目2といたしまして、9月定例会の後、実施いたしました、条例案に対する市民政策コメントの結果について御説明させていただきます。

11名の方から、14件の意見をいただきました。意見を分類いたしますと、条例全般に対する意見が2件、土地所有者等の責務に関するもの、特定工作物の規制対象に関するもの、定期報告に関するものが、それぞれ1件ずつ、そして、土地の維持管理に係る災害防止に関する意見が9件出されたところでございます。

内容につきまして、市が条例により、規制を行うことについては、反対する意見はございませんでした。また、意見の多くは、盛土規制法、あるいは、条例案により対応されるものとなってございました。意見や、それに対する市の考え方について、次の25ページ～26ページに掲載しております。後ほど御確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、こちらのほうにつきましては、本市のホームページにも掲載させていただいているところでございます。この市民政策コメントによります条例案の修正はございません。

以上、鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の制定についてお願ひするものでございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、なしということで。

続いて、指定管理に関する議案の説明となります。委員の皆様にお伺いいたします。この後、指定管理に関する議案が7案ございます。執行部からの説明は、一括して受けることとしてもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 異議なしということで。

議案第184号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（説明）

議案第185号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（説明）

議案第186号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（説明）

議案第187号鳥取市都市公園の指定管理者の指定について（説明）

議案第188号鳥取市自転車駐車場の指定管理者の指定について（説明）

議案第189号鳥取市安蔵公園の指定管理者の指定について（説明）

議案第190号鳥取市用瀬町運動公園の指定管理者の指定について（説明）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、議案第184号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてから、議案第190号鳥取市用瀬町運動公園の指定管理者の指定についてまで、以上7案を一括して議題とします。執行部より説明をお願いします。

小森課長。

○**小森毅彦交通政策課長** 交通政策課の小森です。それでは、議案第184号～議案第190号まで、指定管理者の指定について一括して説明をさせていただきます。議案番号が前後いたしますが、最初に、交通政策課所管の議案第188号を説明させていただいた後に、都市環境課所管の議案を、まとめて説明をさせていただきたいと思います。御了承をお願いいたします。

それでは、資料の78ページを御覧ください。議案第188号は、鳥取市自転車駐車場の指定管理者の指定についてでございます。施設名は、鳥取市営鳥取駅高架下第1自転車駐車場及び鳥取市営鳥取駅高架下第2自転車駐車場でございます。

指定管理期間は、令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間、指定管理者候補者は、公益社団法人鳥取市シルバー人材センターでございます。

選定団体の提案内容でございますが、指定期間の指定管理料は、3,344万3,000円でございます。事業内容といたしましては、施設・設備の維持管理、運営に関する業務、利用の許可・制限に関する業務、利用料金の徴収業務などとなっております。

本施設は、鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱の規定によりまして、公募によらないで、指定管理者候補者を選定することを適当と認めた施設となっております。

公益社団法人鳥取市シルバー人材センターは、平成21年度から指定管理を受託をして、十分な管理実績を有しているほか、同団体が担っております、鳥取駅周辺の放置自転車の撤去・保管業務と指定管理業務を一体的に行うことによりまして、合理的な施設運営が可能となることから、指定管理者候補者として選考をしております。

11月8日に開催をされました指定管理者選考委員会におきまして、厳正に審査された結果、

公益社団法人鳥取市シルバー人材センターを指定管理者候補者として選定をしておるところでございます。交通政策課は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長**　徳田課長。

○**徳田　剛都市環境課長**　都市環境課、徳田でございます。そうしますと、都市環境課所管に関する議案としまして、6議案、続けて説明させていただきます。

資料1の27ページを御覧ください。令和5年9月25日より、公募において募集を行い、11月8日に開催された鳥取市都市整備部指定管理選考委員会において、指定管理候補を選考し、選定されましたので、報告させていただきます。公の施設名、湖山池公園でございます。指定管理期間は、令和6年4月1日から5年間でございます。指定管理者の候補として選定された団体は、株式会社鳥取グリーンでございます。

選定された団体の提案内容でございますが、指定期間の指定管理料は5か年で、1億7,044万5,000円でございます。

事業内容につきましてですが、公園の維持管理やノウハウを基に、技術・知識を生かし、経費の効率や創意工夫を凝らした公園維持管理に努め、安心に、安全・安心に過ごせる環境を確保するという内容でございます。

詳細につきましては、提案資料27ページ以降を御覧いただきたいと思います。審査に当たりましては、応募者が1団体しかなかったため、本指定要領に基づき、施設の管理運営や、直接に影響ある1～3の重要項目にて、応募者から提出された提案書の書類の審査や提案説明、質疑を行い、70点満点の5割となる35点を評価基準とし、各審査員が審査を行ったところでございます。

厳正審査を行った結果、各審査員の合計が基準を満たしていることから、引き続き、株式会社鳥取グリーンを指定管理者候補として選定するものでございます。

次に、資料の49ページを御覧ください。議案第185号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてございます。本施設も、先ほどの説明と同様に、都市整備部の選考委員会において指定管理者を選考し、候補が選定されたもので、御報告させていただきます。

公の施設名、気高町浜村砂丘公園、気高町北浜公園、鹿野町温泉公園、鹿野町越路ヶ丘公園、青谷町空浜公園の5公園です。指定管理期間は、令和6年4月から5か年でございます。指定管理者候補者として選定された団体は、有限会社片山庭園でございます。指定期間の5か年の指定管理料は、3,295万円でございます。

提案された事業内容でございますが、利用者の公平性を念頭に、美しく安全な公園を維持する、また、コミュニティー・防災避難所など、公園を拠点とした地域づくりに貢献するというような内容でございました。詳細につきましては、49ページ以降の資料を御確認いただきたいと思います。

審査に当たりましては、応募者が1団体しかなかったため、先ほどの説明と同様ではございますが、選定要領に基づき、各審査員が審査を行いまして、有限会社片山庭園を、引き続き指定管理者候補者として選定するものでございます。

続きまして、資料の56ページを御覧ください。議案第186号鳥取市都市公園の指定管理者の

指定についてでございます。本施設は、鳥取市営サッカー場とグループ公募になっており、11月6日に開催されました鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会で、指定管理者候補を選定し、指定管理者候補者を選定したものでございます。

公の施設名は、千代川倉田緑地でございます。指定管理期間は、令和6年4月1日から5か年でございます。指定管理者の候補としまして選定された団体は、一般財団法人鳥取県サッカー協会でございます。

選定された団体の提案内容でございますが、5か年で、都市環境課分において指定管理の指定管理料は、3,250万円でございます。提案された事業内容でございますが、施設管理の理念として、スポーツを、する、見る、支えるという観点を大切に運営し、それぞれの利用者との連携を密にして、利用しやすい環境の確保を図るというものでございました。同じく、詳細につきましては、56ページ以降の内容を御覧ください。

審査に当たっては、応募者が1団体しかなかったので、鳥取市指定管理者選定要領に基づき、各審査員が審査を行い、合計が基準を満たしていることから、引き続き、一般財団法人鳥取県サッカー協会を、指定管理者候補として選定しておるものでございます。

続きまして、資料の66ページを御覧ください。議案第187号鳥取市都市公園の指定管理者の指定についてでございます。本施設も、令和5年9月25日より公募を行い、11月8日に開催された都市整備部の指定管理者選考委員会において、指定管理者候補を選定し、選定されたものでございます。

公の施設名は、重箱緑地でございます。指定管理期間は、令和6年4月から5か年でございます。指定管理者候補として選定された団体は、株式会社グリーン企画浜本でございます。

選定された団体の提案内容でございますが、5か年で、指定期間の指定管理料は、4,331万5,000円でございます。提案された事業内容でございますが、人と緑との共生をテーマに、安全で高品質な環境を提供し、社会貢献に努める。公園管理運営の経験を生かし、緑地の魅力に資する多様なレクリエーション活動や、費用対効果を意識したコストマネジメントを遂行するというものでございました。詳細につきましては、提案資料66ページ以降を御覧いただきたいと思います。

審査に当たりましては、応募者が1団体でありましたので、鳥取市指定管理者選定要領に基づき、各審査委員が審査を行い、合計が基準を満たしていることから、引き続き、株式会社グリーン企画浜本を、指定管理者候補として選定しております。

次に、資料の90ページを御覧ください。議案第189号鳥取市安蔵公園の指定管理者の指定についてでございます。本施設は、鳥取市安蔵森林公园とのグループ公募となっております。11月6日に開催された鳥取市農林水産部指定管理者選考委員会で、指定管理者候補を選定し、選定したものでございます。

公の施設名、都市環境課分におきまして、鳥取市安蔵公園でございます。指定管理期間、令和6年4月1日から約5年間でございます。指定管理者候補として選定された団体は、株式会社エル・オフィスでございます。

選定された団体の提案内容でございますけども、指定管理期間、都市環境課分の5か年分で

ございますけども、指定管理料は4,967万5,000円でございます。提案された事業内容でございますが、管理力、運営力、集客力をベースに、地元との連携を図り、安蔵の魅力を生かした様々なイベント企画、地域と共に創造する公益的な催事、SDGsの取組の一環として、維持管理にて伐採される枯れ木の有効利用などを行い、健全な維持管理の運営を目指すというものでございました。詳細につきましては、90ページ以降の資料を御覧ください。

審査に当たっては、鳥取市指定管理者選定要領に基づき、応募者が複数の場合、1～5の5項目により、応募者から提出された提案書類の審査や、提案説明、質疑を行い、90点満点で、各審査員が審査を行い、各評価の合計点が最も高い、株式会社エル・オフィスを指定管理者候補として選定しております。

次に、資料110ページを御覧ください。議案第190号鳥取市用瀬町運動公園の指定管理者の指定についてでございます。令和5年9月25日より、公募により応募を行い、11月8日に開催された都市整備部の指定管理者選考委員会において、指定管理者候補を選定されましたので、報告させていただきます。

公の施設名、鳥取市用瀬町運動公園でございます。指定管理期間は、令和6年4月1日から5年間でございます。指定管理者候補として選定された団体は、株式会社よろずやでございます。

選定された団体の提案内容でございますが、指定期間の5か年の指定管理料は、1億2,488万円でございます。提案された事業内容でございますが、運動公園の維持管理に取り組んできたノウハウを生かし、利用者が満足していただく高いサービスを提供するとともに、無駄を省き、コストの削減を追求し、効果的・効率的な公園管理を行うというものでございます。詳細につきましては、110ページ以降の提案資料を御確認ください。

審査に当たっては、本施設の応募者が1団体しかなかったため、鳥取市指定管理者選定要領に基づき、各審査員が審査を行い、合計が基準点を満たしていることから、引き続き、株式会社よろずやを指定管理者候補として選定してるのでございます。

なお、9月議会におきまして、債務負担行為で御説明いたしました、鳥取市都市公園千代水スポーツ広場、津ノ井スポーツ広場、鳥取市営美保球場の指定管理についてでございますが、指名施設として、鳥取市公園・スポーツ施設協会を指名しているところでございます。このたびの申請において、提案書類に不備があったことから、選考委員会開催前に、応募申請の取下げがございました。このことにより、令和5年11月8日の指定管理者選考委員会の提案に間に合わなかつたため、本議会での議決に提案することができませんでしたが、令和5年12月27日、改めて、選考委員会の開催を実施する予定で、選定されましたら、指定管理者の指定について議決を得るための提案を、2月議会に提案させていただく予定しております。

都市環境課は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 なしということで。

議案第196号公有水面埋立の免許の出願に係る意見について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、次に、議案第196号公有水面埋立ての免許の出願に係る意見についてを説明ください。

牧野次長。

○牧野隆史次長兼都市企画課長 都市企画課、牧野です。議案第196号公有水面埋立の免許の出願に係る意見について説明させていただきます。付議案は149ページでございます。引き続き、資料122ページを御覧ください。

現在、鳥取県によりまして、安全・安心な道づくりと山陰道鳥取西道路の代替え路線の構築のため、県道鳥取鹿野倉吉線の道路改良工事を行っているところでございます。本市良田地先にございます湖山池の一部を、道路用地として埋立整備することが必要になりました。このことによりまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から鳥取市長に意見を求められたため、同条第4項の規定に基づき、異議のない旨の意見を述べることについて、本市議会の議決を得ようとするものでございます。

123ページを御覧ください。埋立ての詳細について、左上の航空写真と平面図、真ん中辺に書いてありますが、こちら、下側が北でございまして、下が湖山池というふうに表示されております。航空写真に青色で囲まれている埋立区域、これは、下側に写真で示しておりますが、湖山池漁業協同組合が設置する良田船着場の中にございます。埋立区域面積は29平方メートルでございます。

中央の平面図におきまして、オレンジ色で塗り潰されている部分が、整備される道路となります。鳥取県から、道路整備の必要性、船着場として、既に改変が加えられている箇所であること、地元説明会においても、埋立てに関する意見はなかったこと、漁協から、船着場内の埋立てについても同意を得られていること、聞き取りさせていただいております。

このことなどによりまして、鳥取県に対し、異議のない旨を意見として述べることについて承認をお願いしようとするものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、なしということであります。

報告第21号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、報告に入ります。まず、報告第21号専決処分事項の報告についてを説明ください。

徳田課長。

○徳田 剛都市環境課長 都市環境課、徳田でございます。報告第21号について御説明させてい

ただきます。資料1の128ページを御覧ください。付議案153ページでございます。本件は、旧野坂川で発生した事故の件について報告いたします。

本件は、令和5年9月6日の建設水道委員会にて御報告いたしました、鳥取市古海地内の旧野坂川において、都市環境課職員が草刈りの作業中、近隣駐車中の車両に石が跳ね飛び、駐車中の車両のリアガラスを破損させた件でございます。

賠償額についてですが、本市の過失割合を10割とし、市は、相手方に対して、金30万9,330円の支払いの義務があることを認め、これを支払ったものでございます。現時点では、車両の修理も完了したことから、相手方と示談が成立したので報告をいたします。

都市環境課、以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

加藤副委員長。

◆**加藤茂樹副委員長** 加藤です。これ、先回の委員会でもあったんですけど、金30万9,000円なんんですけど、これってガラスだけですか。

◆**勝田鮮二委員長** 徳田課長。

○**徳田 剛都市環境課長** 内訳の記載がなくて、申し訳ございません。ガラスの修繕と、それから、修理が終わるまでの間の当面の車のレンタカ一代が含まれております。申し訳ございませんでした。

◆**加藤茂樹副委員長** 分かりました。ガラスだけだったら、これ、ちょっとあんまりだなと思いながら、レンタカ一代プラスで、分かりました。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで、質疑を終結します。

報告第23号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** 次に、報告第23号専決処分事項の報告についてを説明ください。

牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 都市企画課、牧野でございます。報告第23号専決処分事項の報告について説明させていただきます。付議案は157ページとなります。資料により、説明させていただきます。129ページを御覧ください。

ここで、ちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。中段にございます、損害賠償の額についてでございますが、今、28万9,300円と記載しておりますが、正しくは、28万9,200円でございます。申し訳ございません。訂正のほど、よろしくお願ひいたします。

公用車による事故についてでございます。令和5年8月16日の午前11時5分頃、鳥取南地域工事事務所職員が、佐治町葛谷地内の市道において公用車の運転をしていたところ、前日の台風7号に伴います土砂崩落により通行できなかつたため、転回しようと後進したところ、後方に停車しておりました相手方車両の前方中央部に衝突したものです。写真もつけて

おりますが、真ん中の写真が相手方車両、中央部にへこみがあるものが確認できると思います。右側が、鳥取市公用車の破損状況でございます。

人的被害について、相手方の男性1人及び市側の2名、ともに、けがはございませんでした。車両被害につきましては、今、写真で示すように、相手方の車両は、前方ボンネット部分及びバンパーのへこみ、そしてワイパーの損傷、公用車側は、右側後方ドア及びバンパーにへこみを生じたものでございます。

相手側との示談が成立し、和解内容について、鳥取市側の過失を10割といたしまして、車両修理費等の損害賠償の額28万9,200円を支払うものでございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

報告第24号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** 次に、報告第24号専決処分事項の報告についてを説明ください。

太田次長。

○**太田忠孝次長兼建築指導課長** 建築指導課、太田と申します。報告第24号専決処分事項の報告について、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例及び鳥取市空家等対策協議会条例の一部改正について報告いたします。資料1の130ページ、付議案でいきますと159ページとなります。では、資料1の130ページを御覧ください。

改正の目的ですけど、空家等対策の推進に関する特別措置法が、令和5年6月14日に公布され、公布から6か月以内に施行されることとなりました。令和5年12月13日が施行予定です。これに伴い、関連する、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例及び鳥取市空家等対策協議会条例の一部を改正を行うものです。

改正の内容ですけど、条例が引用している空家法の条ずれに対する形式的な改正を行います。右側の4の表に、主な改正内容が示されております。法の条がずれて、条例も、同じように条をずらした、改正したということでございます。

改正の背景ですけど、空家法の改正では、放置すれば、特定空家等になるおそれのある空き家、これ、管理不全空家等と申しますが、に対する指導・勧告が可能となりました。勧告を受けた場合は、固定資産税の住宅用地特例を解除する規定が制定されました。現在この特例がありますと、6分の1とか3分の1、面積によって特例が加算されております。また、特定空家等に対する措置に関する特例には、命令等の事前手続を経ない、緊急時の代執行制度等が新たに創設されます。これらの特定空家等に対する措置については、以前より、国が特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要なガイドライン、指針、ガイドラインを示しており、今後、管理不全空家等に対する措置や、緊急時の代執行制度の詳細について記載された新たなガイドラインが示される見込みです。

条例においては、この新たなガイドラインを基に、管理不全空家等の勧告や、緊急代執行に

おいて命令を行わない場合の基準等を慎重に検討した上で、全般的に改正する必要があるため、今回は空家法の条ずれに対する形式的な改正のみを行うものとします。

なお、現在改定を検討しております鳥取市空家等対策計画においても、法改正の内容を盛り込む必要があるため、来年3月と5月頃に開催する鳥取市空家等対策協議会にて、改正案を審議していただき、6月議会で改正案を報告、空家等対策計画は、パブリックコメントを実施した上で、来年9月議会にて、条例及び空家等対策計画の改正を行いたいと考えております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

鳥取市国土強靭化地域計画について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きまして、その他報告に入ります。まず、鳥取市国土強靭化地域計画についてを説明ください。

牧野次長。

○**牧野隆史次長兼都市企画課長** 都市企画課、牧野です。その他、鳥取市国土強靭化地域計画について、説明させていただきます。お配りしております、右肩に赤字で資料2と示させていただいているもの、ちょっと薄めの資料になっております。こちらのほうにより、説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、資料2ページを御覧ください。

本市では、鳥取市国土強靭化地域計画を策定し、いかなる自然災害が起こっても、機能不全に陥ることが避けられるような安心・安全な社会を構築するため、大規模自然災害の発生によるリスクシナリオを想定した上で、現状の脆弱性の分析・評価を行い、各施策分野の強靭化に向けた取組を推進することとしております。本地域計画は、今年度に期間満了を迎えるため、第2期計画の策定作業に着手しておりますので、その途中経過といたしまして、状況を報告させていただきたいと思います。

まず、今の地域計画の進捗状況につきまして、具体的な施策により、指標及び数値目標として設定している165の重要業績指標、KPIと言っておりますが、こちらにより、評価しております。令和4年度までの全体の進捗状況は、ページ中央部に示すよう、カラーの図面のとおり、既に達成及び順調とする割合が87%を占めており、おおむね順調であると考えております。

また、その右図に示すとおり、行政機能分野など、5つの個別施策分野ごとに評価したところ、全ての分野で、既に達成及び順調とする割合が80%以上となってございます。全体では順調に進捗していると見えているところでございますが、住民の主体的な取組に関するKPIでは50%となっており、全体から見て、遅れを取っている部分もございます。

評価結果から、消防団員数の増加など、ソフト施策を充実させる必要がございます。既に達成となった目標値につきましても、必要に応じて達成可能な目標値に上方修正するなど、再設定の検討を行うこととしております。また指標は、市民に分かりやすく、進捗管理しやすいよ

うに、できる限り数値化することとしております。

3ページを御覧ください。第2期計画の計画期間ですが、令和6年度～10年度までの5か年と考えております。見直しに当たっては、先ほど説明した現計画の評価結果を分析し、国的基本計画並びに県の地域計画と調和させるなどして定めることとしております。

見直しの内容につきましては、現計画に対する項目の追加、あるいは追記することがほとんどとなってございます。

続きまして、4ページを御覧ください。3ページの方針と方向性を反映させましたリスクシナリオの修正でございます。赤字は、県の地域計画などによる修正を示し、青字は、国的基本計画による修正を示しております。災害発生時から復旧・復興までの事前に備える8つの目標を修正し、それに対応するリスクシナリオに対して、表内に赤枠で囲んでございます部分の大規模な自然災害と感染症との同時発生、こちらのほうは、豪雨などの際の避難所とかに行く場合に、コロナ等の感染症が同時に起こった場合、こちらのほうを想定したものでございます。また、異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響、この2項目を追加して29項目に修正しております。

また、表右側に示すように、個別施策分野を横断的に連携する横断的分野に、人材育成、官民連携、及びデジタル活用の3分野を加え、6分野としております。この方針をもちまして、対応施策の追加と見直しを行うことと考えております。

5ページを御覧ください。この見直しの検討体制についてでございます。現計画からの体制を踏襲したものでございます。本市の関係29課2室で構成いたします、鳥取市国土強靭化地域計画策定庁内会議によりまして、現在、具体的な施策やKPIの設定など、次期計画の準備を進めているところでございます。国土強靭化に関する有識者等で構成する鳥取市国土強靭化地域計画推進委員会によりまして、庁内会議で調整した評価や見直し、計画につきまして、調査、審議いただくこととしております。なお、今説明した見直しの方針につきましても、この庁内会議及び推進委員会を経たものでございます。

ページ下段の今後の予定でございます。来年1月に、庁内会議による検討、推進委員会による審議を経まして、計画案を作成いたします。2月議会にお示しするとともに、パブリックコメントを実施して、第2期鳥取市国土強靭化地域計画を公表する予定としております。

説明は以上いたしますが、内容や資料の詳細などにつきまして、本市のホームページに、鳥取市国土強靭化地域計画、第2期計画の策定についてとして御紹介しておりますので、後ほど、また御確認いただければと思います。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで。

くる梨における事故の報告について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** 次に、くる梨における事故の報告についてを説明ください。

小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。資料2の6ページを御覧ください。くる梨における事故の報告について行います。本年8月に発生いたしました、9月の建設水道委員会におきましても、第1報を報告させていただきました100円循環バスくる梨の事故につきまして、その後の状況と対応について報告をさせていただきます。

改めて、事故の概要を説明いたしますと、事故は、8月の28日午前11時53分頃、くる梨赤コースの生協病院前バス停で発生をいたしました。運行事業者は、日本交通株式会社で、相手方は、市内在住の70代男性でございます。くる梨赤コースを利用されました相手方が、生協病院前バス停で下車をされた際、くる梨の前扉が、相手方の臀部に接触をして転倒し、負傷をされました。その後、医療機関で受診をされまして、腰部打撲全治4日間の診断となっております。

改めて、相手方におわびをいたしまして、治療にかかった経費を、日本交通が加入する保険会社の保険金で対応することといたしまして、10月26日に示談が成立をしております。報告は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、なしということで。

気高循環バスにおける事故の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、気高循環バスにおける事故の報告についてを説明ください。

小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 交通政策課の小森です。資料7ページを御覧ください。本年7月に発生いたしまして、9月の建設水道委員会におきまして第1報を報告させていただきました気高循環バスの事故につきまして、その後の状況と対応について報告をさせていただきます。

改めて、事故の概要を説明いたしますと、気高町と鹿野町地域で運行しております市有償バス気高循環バスにおきまして、7月20日午後4時50分頃、宝木駅前の横断歩道付近で事故が発生いたしました。運行事業者は、株式会社翼運輸でございます。気高循環バスが、時速25キロ前後で現場付近を走行中に、脇道から自転車で侵入してきました小学生と接触をいたしました。

相手方は、気高町宝木在住の9歳男性で、バスとの接触によりまして、転倒して負傷されました。診断の結果、首・右肩・右膝の打撲で、骨に異常はございませんでした。その後、相手方は、通院治療を受けられまして、9月には症状は完治しております。

改めて、相手方におわびをいたしまして、通院治療等にかかりました経費を、翼運輸が加入をする保険会社の保険金で対応することといたしまして、10月19日に示談が成立をしております。報告は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで。

第2回鳥取駅周辺リ・デザイン会議の開催について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** 次に、第2回鳥取駅周辺リ・デザイン会議の開催についてを説明ください。

筒井課長。

○**筒井真二まちなか未来創造課長** まちなか未来創造課の筒井です。10月27日に、第2回目の鳥取駅周辺リ・デザイン会議のほう開催をいたしましたので、その概要について御報告をさせていただきます。

第2回目の会議では、第1回目の会議での課題等の整理を行った結果を踏まえながら、再整備に関する基本理念や基本コンセプト、そういう内容での整理を行ってまいりました。

基本理念につきましては、既存の鳥取駅周辺再生基本構想、これ上位計画に当たりますけども、この上位計画で掲げております、「人が集い、交流し、魅力あふれる街『鳥取O A C I S』の創造」という基本理念を踏襲していくということで、整理を行ってございます。

その下の目指す将来像につきましては、「次の50年へ。未来創造ステーション」、サブタイトルで、「ワクワクが止まらない、駅からはじまるミライのカタチ」ということで提案させていただいて、検討を進めているといったような状況でございます。

その将来像の下に、基本コンセプトを掲げております、こちら4点ほど掲げております。新しく整備を行う駅周辺におきましては、麒麟のまちの新たなランドマークとなる、個性豊かなまちづくりの拠点にしていこうと。そして、特に若者や子育て世代が集って、楽しんで、交流できる、カジュアルでおしゃれな空間に仕上げていこうと。そして、昨今のウォーカブル推進都市の実現に目指したところで、居心地がよく、歩きたくなる空間に仕上げていこうと。そして、通常時・災害時ともに、にぎわい創出、防災機能を発揮できる拠点を目指していこうと。こういった大きな4つの基本コンセプトを、今現在、検討を進めているといった状況です。

さらに、このコンセプトに、再整備の重要な視点を加えていこうということで議論を進めてまして、大きく3つほどあります、昨今の災害が頻発しておりますことから、災害の視点でありましたり、昨今のスマートシティですね、これは、自動運転などの先進技術を取り込んでいこうという要素を盛り込んでいこうと。そして、今回の再整備におきましては、行政だけではなくて、市民や民間との共創で取り組んでいくんだと、こういった3つの大きな視点を加えていこうというところで議論を進めてございます。

そして、こういった将来像、コンセプト、重要な視点を踏まえまして、課題解決の方向を導き出しているといった整理をさせていただいてます。課題解決の方向性につきましては、モーダルコネクトの強化、そして魅力的なにぎわい創出の拠点づくり、駅周辺の回遊性・滞留性の向上、そして、産・学・官・金の連携による事業推進、そして、防災機能の充実といった5つの大きな柱を掲げて、課題解決をしていこうというところで整理を行ってございます。

9ページ目を御覧いただきまして、この課題解決の方向性に対しまして、基本方針案を今検

討をしてございます。下のほうに基本方針（案）を記載をしてございます。

まず1点目に、交通ターミナル機能の再編と歩行者空間の確保をしていきましょうと。2点目に、JRやバスの利用者等の利便施設と、あと文化施設などの公共公益施設を集約した複合施設を整備をしていきましょうと。3点目に、多様な機能を持たせて、民間の投資を誘発していくような形で、民間施設を駅の周辺に持たせていくといった基本方針（案）で、今検討を進めているところでございます。

次のページ、10ページ、お願いいいたします。こちらのほうは、第2回の会議の委員からの主な意見を掲載してございます。この場での読み上げての御紹介は、割愛をさせていただきます。

今後のスケジュールにつきましては、下のほうに記載してございます。第3回目の会議といたしまして、来年、令和6年1月16日に開催を予定してございます。3回目の会議では、基本計画の草案を示していく予定にしてございます。そして、第4回目の会議は、令和6年3月27に開催をいたしまして、基本計画の原案を示していくようなスケジュール感で進めていく考えでございます。説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。

委員の皆様の方から、質疑等ございますか。

吉田委員。

◆**吉田博幸委員** 防災とか、いろいろ考えてあるんだろうけども、観光客を入れ込むというか、そういうような仕掛けが、何とか足らんような気がするんですけどな、意見には出とるんだろうけども。

◆**勝田鮮二委員長** 筒井課長。

○**筒井真二まちなか未来創造課長** まちなか未来創造課の筒井です。観光の視点も、当然委員の皆様方から御意見をいただいてございます。特に観光の案内所が、今、駅の構内の小さなものと、国際観光の受入れ拠点として、駅の市営駐輪場のほうに分散しているといったような状況でありますので、そういうものを1か所に、やはり集約をしていこうというような御意見がございます。

あと、この駅周辺再整備におきましては、やはり、その鳥取らしさということを、出していかないといけないと。それは、観光の視点で十分考えて検討していかないけんということも御意見としていただいてますので、本当に鳥取駅、来街者の方が来られた際に、鳥取に来たんだというような感じを受け取っていただけるような、施設整備や環境整備を取り組んでいこうという内容も、この基本計画の中には、しっかりと盛り込んでいこうということで、今議論を進めてございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 吉田委員。

◆**吉田博幸委員** 鳥取市にとって大切なことだろうと思いますので、十分配慮して、ああ、よかったですなって言ってもらえるような形にしていただきたいな。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、なしということで、以上で都市整備部を終了します。お疲れさま

でした。

【その他】

令和5年度議会報告会・意見交換会について（説明・質疑）

- ・執行部への伝達事項について
- ・反省点について

◆**勝田鮮二委員長** それでは、ちょっと12時を過ぎましたんですけど、引き続き、最後のその他の項目、進めさせてもらっていいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、令和5年度議会報告会・意見交換会、先般、終わりましたんですけども、執行部への伝達事項及び反省点ということで、まとめて建設水道委員会として提出したいと思います。

それで、A4のページの裏表に、お手元にあると思いますが。それで、その他のですね、今言った意見交換会等についての、今、広報委員のほうの加藤副委員長がいますので、ちょっと少し説明をお願いしたいと思います。

◆**加藤茂樹副委員長** 先日の意見交換会で、建水が、テーマが2つ。鳥取駅周辺のにぎわい創出と未来に向けての公共交通の2つのテーマで、1つずつ議長から執行部に提出をする要望書つていいですか、こういう意見があったというような、毎回、広報委員会に出しとる分の中身について、これ、2つのテーマで、取りあえず案としてつくっていただいてますんで、これで結局、いいかどうかっていうことですね。文面分の中身、それぞれ2つのテーマに入っとられた方が、メインになるかも分かりませんけど、確認いただいて、これでいいよっていうんであれば、このまんま、広報委員会のほうに出すということです。

◆**勝田鮮二委員長** これを、広報委員会のほうに出して広報委員会がまとめて。各テーマを。議長宛てに出すと。議長は市長に出す。

それが執行部のほうに行くというような流れなんです。それで、何もなかつたらですね、ちょっとなかなかまとまらないと思うんで、取りあえず素案をつくりました。鳥取駅周辺のにぎわい創出については、私が班長で、書記のほうに伊藤さん、それから、もう1つの未来に向けての公共交通については、足立委員さんが班長で、一応、最初、報告はもう既にしてあるんですけど、各班ごとの。それを、今度、建水のテーマが2つありますて、4つのうちの2つが建水なので、それをさらに少しまとめた文章ということでありますので、大分、本当は、何かいつも五、六行にまとめられてるんですけど、ちょっといろんな意見があったものですから、文章としては少し長くなったのかなあと思いますけども、一応読んでいただいて、これでよければ、これを出すと。各班のほうにおられた方もおられますので、一応書記が書かれた内容も入ってます。入ってるというか、それを見させてもらって、そこから抜粋等々してますので、いかがでしょうか。あと、点だと、丸だと、末尾だとかっていうところは、広報委員会にしてもらったらいいし、委員長・副委員長に一任してもらったらいいと思うので。

◆**勝田鮮二委員長** 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。どちらの文章もすごくよくできているんですけど、伝達する内容、意見交換会だったので、意見はたくさん出ていると思いますけど、現状、例えば、未来に向かっての公共交通については、新設や目的地に直結するとかっていうのはあるんですけど、現状が非常に分かりにくいくらいっていう意見が、現状のその運行情報とか、それから、どうやってバスに乗ったらいいのか、県外から来られた方っていうか、移住して来られた方とかが、現状のその、今のバスに乗る路線とかが非常に分かりにくいくらいで、そういうふうな意見が、ここにはすごくいっぱい書いてあるんですけども、現状の不満というか、市民の方がどう思っておられるかっていう意見が、もう少しこの駅前のほうにも、駅前のほうはそういう意見がなかったのかもしれないんですけど、そういうのが少しあるといいのかなと思いました。

◆勝田鮮二委員長 吉田委員。

◆吉田博幸委員 運行情報を提供するサービスの新設や目的地、この辺で、これ、今言ようられたところが解決できんだか。それをもっと詳しく。

◆太田 縁委員 太田です。サービスの新設やその直結する整備っていうことは、新たにこうしてほしいっていうことだけれども、当然、現状が分かりにくいくらいっていう認識をしてほしいかなっていう、執行部に対してですよね。市民の方が、利便性というか、現状が非常に分かりにくいくらいっていうことを記載していったほうが、より、この要望が受け入れてもらいやすいのかなというふうに思いました。

◆勝田鮮二委員長 足立委員。

◆足立考史委員 足立です。報告書のほうは、各委員に見てもらって、修正なり、見てもらってオーケーが出たということで出しました。この締切りがあったようとして、この所見に、広報委員会のほうに提出、執行部に向けての報告をということでのまとめを出せということで、前年と2年、3年の分かな、見本として出された内容等が、あまり長い文章じゃなく、意見をまとめてるような出され方をしてたので、各委員に了解なしの、時間的なものもあって、所見をまとめて出したという形で、広報委員長がおられるので、文字数の制限なり、どういう分量があって、この各委員会で出された、それぞれの枠がどれだけあるのかは分かりませんので、先ほどの太田委員のほうの意見等々入れてもいいのか、その辺の判断がちょっとできてないので、もし、分かりやすくするのであれば、そのような現状等も踏まえた市民の意見ということで、もう少し肉づけができるんではないかと思いますけど、その辺のあんばいがよく分からないところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 文字数の制限は。

◆加藤茂樹副委員長 そんなんは別にない。

◆勝田鮮二委員長 何か例年、何か見させてもらったけれども、五、六行しか書いてない。私はちょっとかなりオーバーしますけど、うん。これはちょっと文字を大きくしてるので、あれですけどね。だから、先ほどの公共交通のほうは、現状が分かりにくくというような言葉をどこかに入れて、文章を作ったらいいのかな。足立委員。

◆足立考史委員 正味の意見は、その路線バスがいつ来るのか、時刻表があるのに、いつ待って

いいのか、いろんなその細かいこと言えば、長くなるような気はしますが、その辺、分かりにくい、なら、どこがどう分かりにくいだいやつっていう説明になると、まだまだ、出てきます。言われた方からすれば、それが文字になって出たということで納得されるので、そういうところも加味して、出していいよということであれば、最初の報告書に書いてあるような文言がまた出てきて、ボリュームが出てきますと。その辺の、見本として事務局が用意してくれた見本に照らし合わせての分量を重視したというところが、今回の出し方というところで、いろいろ出し方にもあるので、その辺どうしたらしいのかは、また、それぞれ委員のほうに確認にはなるかなと思うんですけど、ここで練られるということになると、また、最初の委員のほうと打合せが要るのかなというところにはなります。

◆加藤茂樹副委員長 多分、最終的には4つのテーマと同じような。バランスよく。文面調整、多分せんといけんと思うけね。あまり長かっても。

◆勝田鮮二委員長 例えば、これを出したときに、広報委員会のほうで、何か調整する。

◆加藤茂樹副委員長 そうです。バランスよく、多分4つのテーマを。

◆勝田鮮二委員長 広報委員会さんが調整する前に、ちょっとその文章を盛り込みましょうか。ちょっと相談してね。ちょっと日にちがないので、もう今日やっちゃわないといけない。あしたとか、あさってとかつちゅう話にならないで。一応各班長さんのまとめたやつは出とるんです。報告書は出てるんで、何かそれも添付してほしいって僕は言ったんだけども、いろんな意見が出てるんで、もうこれは本当で、かなり凝縮した内容なので。だから、その各班、班長さんが書いた報告書っていうのがあるので、これはこれだし、それも添付して、市長宛てに、こういう意見もいっぱい出とるんだよっていうのをしたいと思って、一応は、私は言ったんですけども、それをされるかどうかは分かりません。足立委員。

◆足立考史委員 これ、議会だよりとは別のあれになるのか、議会だよりに、また何か入れる。

◆加藤茂樹副委員長 議長から市長に出すやつだ。

◆太田 緑委員 もうちょっと長くてもいい。

◆勝田鮮二委員長 いいと思いますよ、それは。

◆吉田博幸委員 ええが。市長に出すんだけなあ、盛り込みやあええが。平時から困っとんさることだけえ。

◆足立考史委員 であるなら、報告書をそのまま出して、所見があるので、それに合わせての捉え方で、改めて、この文章を作る必要もないような気がしますけどね、見てもらうんなら。何か要約したものでいいっていうことで要約したんですよ。

◆勝田鮮二委員長 そうですね。私も書かせてもらいましたけど、そういうことで。例年、出されるとるんでつちゅうことですね。

◆足立考史委員 分かりにくいかな、とすれば、書かないけんしと思って。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、どうしましょうか。ちょっとまたね、班長さんに相談して、ちょっと一、二行追加して出すなら出でいいと思うんだけどね。これは、広報委員長に出すんだでな。

◆加藤茂樹副委員長 広報の事務局に。

◆勝田鮮二委員長 それで、委員長・副委員長に一任してもらってもいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹副委員長 あと、反省っていうのは、どうでしょうか、何か今回、反省。何か気づかれたこととか、時間がちょっと足らんかったとか、いろんなことがあろうかと思うんですけど。特に。

◆足立考史委員 時間が足らんのは、毎回です。

◆勝田鮮二委員長 毎回ですけどもね。時間がちょっと足らなんだというか、あまり長くしてもね、市民の皆さんも来られるとるんで。何かお気づきの点があったら、ぜひ発言してください。吉田さん、何かなかつたですかね。

◆吉田博幸委員 割と、それぞれのやっぱり責任者みたいな方が出てきとんさっただけえ。やっぱり、要点を押さえていきんさるけえ、まあよかつたじやないかな。

◆勝田鮮二委員長 進め方とか。特に、ないですか。なかつたら、12時半にもなりますから。そういうことで、ちょっと後で相談させてください。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 これで建設水道委員会終わります。ありがとうございました。

午後0時28分 閉会

令和5年12月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和5年12月11日（月）10:00～
本庁舎7階 第2委員会室

水道局 (10:00～)

1. 議案(説明)

議案第 147 号 令和5年度鳥取市水道事業会計補正予算（第2号）

下水道部 (水道局終了後)

1. 議案(説明)

議案第 139 号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第7号）【所管に属する部分】

議案第 148 号 令和5年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（第2号）

2. その他

鳥取市下水道等事業経営戦略（第2次改定）案の市民政策コメント実施について

<裏面があります>

1. 議案(説明)

議案第 139 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）【所管に属する部分】

議案第 150 号 鳥取市盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の制定について

議案第 184 号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第 185 号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第 186 号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第 187 号 鳥取市都市公園の指定管理者の指定について

議案第 188 号 鳥取市自転車駐車場の指定管理者の指定について

議案第 189 号 鳥取市安蔵公園の指定管理者の指定について

議案第 190 号 鳥取市用瀬町運動公園の指定管理者の指定について

議案第 196 号 公有水面埋立の免許の出願に係る意見について

2. 報告

報告第 21 号 専決処分事項の報告について

報告第 23 号 専決処分事項の報告について

報告第 24 号 専決処分事項の報告について

3. その他

鳥取市国土強靭化地域計画について

くる梨における事故の報告について

気高循環バスにおける事故の報告について

第 2 回鳥取駅周辺リ・デザイン会議の開催について

令和 5 年度議会報告会・意見交換会について

・執行部への伝達事項について

・反省点について